

令和7年度向け建設工事に関する主な改正点等 資料

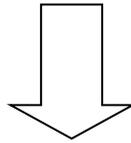
1 主な改正点について

(1) 那須烏山市建設工事等指名業者選定規程の一部改正について

建設工事を発注する場合における指名業者の選定について、以下のとおり一部改正を行いました。

[現 行]

建設業者の級別	請負対象額		
	土木一式工事	建築一式工事	その他の建設工事
A級	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上
B級	1,000万円以上 ～ 2,000万円未満		
C級	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満



[改正後]

建設業者の級別	請負対象額			
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	その他の建設工事
A級	1,000万円以上	1,000万円以上	<u>500万円以上</u>	500万円以上
B級	1,000万円以上 ～ 2,000万円未満	1,000万円以上 ～ 2,000万円未満	<u>500万円以上</u> ～ <u>1,500万円未満</u>	
C級	1,000万円未満	1,000万円未満	<u>500万円未満</u>	500万円未満

※別紙参照

(2) 那須烏山市事後審査型条件付き一般競争入札実施規程の一部改正について

条件付き一般競争入札を行う対象となる建設工事を、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1,000万円以上としておりましたが、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「舗装工事」の3区分については3,000万円以上とします。

(3) 那須烏山市契約規則及び那須烏山市随意契約事務取扱規程の一部改正について

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、随意契約ができる「工事又は製造の請負」の限度額を130万円以下から200万円以下に引き上げました。

なお、200万円超で入札となる場合については、原則として「最低制限価格制度」により実施するものとします。

最低制限価格の算定方法については、令和6年度と変更ありません。

(4) 建設業法施行令の一部改正について

令和7年2月に建設業法施行令が改正されたことに伴い、主任技術者又は監理技術者の専任が必要となる金額要件が、請負金額で4,000万円から4,500万円(ただし建築一式工事は8,000万円から9,000万円)に変わりました。

2 主な留意点について（上記1を除きます）

(1) 建設工事の取り抜けについて

令和6年度に引き続き、同一日開札で同一工種かつ同一規模の建設工事における取り抜け及び近接工事における取り抜けを実施いたします。

① 同一日開札における取り抜けについて

【取り抜けの定義】

同一日に開札する競争入札において、原則同一工種かつ同一規模の建設工事※が複数あるときに、落札者を決定する建設工事の順番（落札決定順位）をあらかじめ定め、落札決定順位が上位の建設工事で落札者又は落札候補者（落札者等）となった者の他の建設工事における入札を無効とみなすことにより、落札者等を決定する入札方式。

※同一規模の建設工事とは工事種別ごとの格付等級が同一である建設工事をいう

【適用対象工事】

適用対象となる工事は、条件付き一般競争入札又は指名競争入札による全ての建設工事（土木施設維持管理業務を含む。）で、次の条件を全て満たすものとします。

ア 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札を行う工事

イ 同一工種かつ同一規模の建設工事

※例外として、取り抜け方式による競争入札を行うと、競争性が確保できないおそれがあるときは、適用しない場合があります。

(例)

「道路整備工事〇〇線その1（土木一式工事）」と「同工事〇〇線その2（土木一式工事）」を同時発注（開札）した場合

→同一工種のため取り抜けとなります。

「道路整備工事〇〇線（土木一式工事）」と同一敷地内ではない「△△施設修繕工事（建築一式工事）」を同時発注（開札）した場合

→工種が異なるため取り抜けとなりません。

「道路整備工事〇〇線その2（土木一式工事）」と「舗装工事●●線（舗装工事）」を同時発注（開札）した場合

→工種に類似性があるため同一工種とみなし取り抜けとする場合があります。

② 近接工事における参加の取扱いについて

建設業者の健全な育成並びに適正な施工能力を重視するとともに競争入札の公平性の観点から現工事（現在施工中の工事）の施工業者を指名しないこととするため、市が新規に発注する工事箇所が現在請負中※の工事と隣接するもの（直線距離500m以内の工事又は工事区域が同一敷地内となるもの）については、「全ての工種を対象」に近接工事として取り抜け扱いとします。

※「請負中」とは、工事検査終了までとします。

例外として、災害復旧工事等の特別な場合は除きます。

(例)

「道路整備工事〇〇線その3（土木一式工事）」をA社が施工中で、500m以内で近接している「同工事▲▲線その1（土木一式工事）」を追加発注（開札）した場合

→A社は入札に参加出来ません。

「××施設改修工事（建築一式工事）」をB社が施工中で、同一敷地内で「××施設舗装工事（舗装工事）」を追加発注（開札）した場合

→B社は入札に参加出来ません。

(2) 上下水道に関する建設工事の区分について

区分の考え方については、「建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月1日付国総建第97号）」に基づき、以下のように整理します。

① 土木一式工事

- ・公道下等の下水道の配管工事
- ・下水処理場自体の敷地造成工事
- ・農業用水道、かんがい用配水施設等の工事

② 管工事

- ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事
- ・上水道等の配水小管を設置する工事

③ 水道施設工事

- ・ 上水道等の取水、浄水、配水等の施設工事
- ・ 下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事

(3) 入札参加に関する事務について

① 令和7年10月に令和8年度を対象とした入札参加資格申請書の追加受付を実施する予定です。追加がある場合は受付期間中に忘れずに届け出してください。なお、届出様式は届出時期が近づきましたら市ホームページに掲載しますので、届出の際にご利用ください。

② 経営事項審査の有効期間は、結果通知書を受領したあと、審査基準日から1年7か月の間です。結果通知書の写しについては、毎回、総務課契約管財グループまで提出してください。審査を受けず失効又は提出を市から求められたにもかかわらず提出しなかった場合には、入札に参加できませんので注意してください。

③ 栃木県と同様に、元請け及び一次下請業者を社会保険等加入建設業者に限定します。（社会保険等加入適用除外事業者を除く。）

【社会保険等加入適用除外事業者の例】

ア 健康保険

イ 厚生年金保険：常時使用する労働者が5人未満の個人事業所

ウ 雇用保険：役員等のみで労働者を雇用していない法人又は個人事業所

(4) 入札の執行に関する事務について

予定価格の公表は、事前公表を基本としますが、1億円以上の土木工事及び設備工事、2億円以上の建築工事については、事後公表とします。

(5) 工事現場における安全管理の確保について

工事の施工にあたり、作業前の安全確認はもとより、作業中、作業完了後の安全確認を徹底してください。

さらに、作業現場付近を通行する歩行者及び車両等への安全対策については、事故等を未然に防ぐ観点から十分に留意するとともに、併せて第三者への賠償責任保険等にも加入してください。